

命と生活と事業を守るための原油価格高騰への対処を求める意見書

経済産業省が本年11月10日に発表した11月8日時点でのレギュラーガソリン1リットル当たりの全国平均小売価格は、169円となり、10週連続の上昇となった。これは平成26年8月以来、約7年ぶりの高値水準となっている。また灯油も10週連続で値上がりしている。

昨春からの新型コロナウイルス感染症の影響により、国民の生命、生活、事業活動は窮地に立たされた。感染者数が減少傾向にあるいまでも、その痛みは抱えたままである。そうした中で現在、原油価格が高騰し、ガソリンや灯油、重油、軽油などの燃料価格の大幅な値上がりにより、国民生活や産業に対し、さらなる打撃を与えている。

ガソリンや灯油価格の高騰は、地方での移動の足となっている自動車を利用する家計への直接的な痛手となることは言うまでもない。さらに暖房利用等、燃料の利用機会が増える冬季を迎えるにあたり、国民生活にさらなる影響を及ぼすことが危惧される。

また、トラック、タクシー、定期船、ハウス栽培といった運送業や交通産業、農林漁業、クリーニング業など多くの業種で、燃料代の高騰、石油関連製品の値上げによる仕入れ価格の高騰により、収益が圧迫され、国内産業も打撃を受けることになる。

よって国においては、原油価格高騰への影響を最小限に抑え、目の前にある危機から命と生活と事業を守るため、残余の予備費の使用や補正予算での措置により、下記の措置について緊急に講ずることを強く求める。

記

- 1 ガソリンや灯油価格等の高騰によってさらに厳しい環境に置かれる方々に対して、ガソリン・灯油の購入費等への助成を講ずること。また、寒冷地をはじめとして、冬季の燃料需要の急増が見込まれる地域に対して十分な支援を行うこと。
- 2 現下のコロナ禍の厳しい経済状況に鑑み、事業者に対し、レギュラーガソリン160円/ℓ超相当分について緊急に支援を行うこと。また、他の油種についても同様の支援措置を講ずること。
- 3 上記の施策と併せて、旧暫定税率分（例：ガソリンの場合、約25円/ℓ）の価格を下げる「トリガー条項」について、復興財源に配慮しつつ、凍結解除・発動を検討すること。

- 4 原油価格の安定化を実現するため、既に行っている国際交渉の強化をはじめ、あらゆる対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月15日

留 萌 市 議 会

衆議院議長 細田 博之 殿
参議院議長 山東 昭子 殿
内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
経済産業大臣 萩生田 光一 殿
農林水産大臣 金子 原二郎 殿
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 山際 大志郎 殿